

特集：共済は生き残れるか？

「共済問題座談会」共済と保険業法改正

出席：押尾直志（おしおただゆき、明治大学商学部教授）

本間照光（ほんまてるみつ、青山学院大学経済学部教授）

安部誠三郎（あべせいざぶろう、全商連共済会副理事長）

住江憲勇（すみえけんゆう、全国保険医団体連合会会長）

山田浄二（やまだじょうじ、全日本民医連共済副理事長）

オブザーバー：岩川修（保団連事務局次長）、橋本光陽（保団連事務局）、伊藤淳（民医連共済顧問）

司会：石塚秀雄（研究所主任研究員）

司会 当研究所では『いのちとくらし』第6号（2004年発行）の座談会に本間先生をお呼びして、共済問題について議論をしています。またホームページの「海外の非営利・協同情報」にはヨーロッパ各国の共済史や『共済組合』という翻訳が載っています。このように当研究所も共済問題にこれまでも一定の関心を持ってきました。

今回、保険業法改正が4月に施行されて、これはアメリカからの要求が非常に強いと感じます。アメリカの原文を見ますと、共済というのはカッコで共済（Kyosai）とされているんですが、insurance cooperativesと書いてありまして、これは明らかにアメリカの保険会社が日本に入りたいということがあると思います。この中で政府が言います無認可共済、私どもが言う自主共済が非常に危機に直面しているということは、皆さん重々ご承知だと思います。

これにどういう対応をしていくのか、あるいは保険と共済の住み分けと言いますか、自主共済がどのように自分たちの存続のための理論武装をしてまわって事に当たっていくのかということを本日の大きなテーマにさせていただけたらと思います。

それでは、さっそく、明治大学の押尾先生からお願い致します。

●保険業法と共済問題の経過

押尾 私は2005年10月29,30の両日にわたりました。



小樽商科大学で開催された、平成17年度日本保険学会大会の共通論題の報告者として報告の機会を与えられました。共通論題は「いわゆる『無認可共済』問題の総合的検証」というテーマで、5名の報告者が報告

を行いました。ご承知のように、2006年4月1日から改正保険業法が施行されましたが、その施行を前にいたしまして改正保険業法の問題点とその改正に至った「無認可共済」問題をどう捉えていくのか、こういう立場から法律論、特に立法論、経済論あるいはディスクロージャ問題等、それぞれの立場で報告が行われました。

私は「無認可共済」問題につきまして、すでに日本保険学会では1960年代に共済問題に関して一定の共通認識が得られていますので、保険行政は当然、業法の改正に際してこうした日本保険学会の共通認識ないしは理論的な蓄積ならびに共済団体のこれまでの半世紀にわたる実践的な蓄積を十

分考慮した上で、この「無認可共済」問題をどう扱うのか、そういう審議をすべきであったという問題意識に立って報告させていただきました。

日本保険学会では、日本の共済問題(あえて「共済」問題と申し上げますが)について、なぜ「共済」問題が発生したのか、こういう観点から理論的な研究を積み重ねてきております。日本の場合は保険業法で「保険株式会社」と「保険相互会社」にのみ保険業の免許を与え、組合組織の形態を認めなかったのです。

戦後間もなく金融制度調査会に、賀川豊彦をはじめとして保険経済学者、保険法学者などが委員として参加し、組合保険を保険業として認めるべきかどうかという議論をしましたけれど、結局、保険業界の強い反対の下で組合保険は実現しませんでした。その過程で協同組合法が制定され、その中に共済に関する規程が設けられ、日本の協同組合保険は共済として事業を行い、発展せざるを得なかったという背景があるのです。極めて法的でないし政治的な背景があったわけです。

こうした経緯と、われわれが生活する資本主義社会におきまして、協同組合保険は歴史的必然性をもち、現実には協同組合保険が存在していることから、保険会社に対する行政のあり方と協同組合保険に対する行政のあり方は、政策的に異なった多元的な政策であるべきであるという共通認識が日本保険学会ではすでに1960年代に得られています。

この点から考えますと、協同組合保険はわれわれ労働者、農林漁業者、中小業者など国民諸階層の生活に関わる不安に対する生活保障のためのしくみとして歴史的な必然性をもっているにも関わらず、日本の場合は政治的、法的な問題の中で組合保険としての発展の道を閉ざされ、共済事業として事業を行わざるを得なかったのです。それゆえに「共済」を「協同組合保険」として見ていくべきであるという共通認識に至っているのです。また理論の正当性を裏付けるように共済事業の発展が今日まで続いていますし、バブル崩壊後は長引く構造不況の下で国民の生活が非常に苦しくなり、社会保障、税金等が見直され、そうした不安の中で生協の共済も発展してきました。

しかし、他方、国民の多くは保険ないし共済に

についての正しい知識をまだまだ十分持ち合わせていません。そういう中で「無認可共済」問題が出てきたと考えられますし、また、規制緩和政策の下で民間の保険事業は監督下にありながら、生保7社、損保2社が破綻しています。したがって、国民の保険事業あるいは保険行政に対する不信感が「無認可共済」事業の発展の背景にあったであろうとも考えられますし、いま一つは保険業界、特に外資系の保険会社の役員を務めた人たちとか代理店をやっていた人たちが、実は「無認可共済」事業の仕掛け人であったということから、共済事業を安易に立ち上げ、共済を利用しながら無認可事業をここまで増加させ、さまざまなトラブル、問題を起こしてきたのだろうと考えます。

実態は総務省の2004年に実施されました『根拠法のない共済に関する調査 結果報告書』を丹念に読みますと、無認可保険業者だということがはっきりとわかります。したがって、当然、行政は保険業法を改正しなくてもその時点で、つまり90年代後半にすでに無認可共済業者に対して保険業法違反で規制することができたはずですが、それを放置してきた責任は問われます。こういう問題意識で、私の場合は「協同組合保険」と「無認可共済」とは性格も歴史も機能・役割もまったく異なっているという内容の報告をしたのです。

今回はそういう形でこの4月から保険業法が改正施行され、根拠法のあるなしだけで規制を加えようという内容になったのですが、その過程で民主的な組合員の連帯、相互扶助のための自主共済までが規制の対象になってきているということで、非常に残念な思いをしています。実は業法の改正作業が総務省の調査報告書が出て2、3カ月の間に済まされてしまい、昨年の4月21日に開催された第162回国会の参議院の財政金融委員会に提案され、そこで承認されたのです。

その時の答弁に立った当時の伊藤金融担当国務大臣は、契約者保護あるいは公正な競争条件という点に鑑みて、一定の規制を課すことは必要であるということ、また今回新設した少額短期保険業者制度を5年をめどに見直し、同時に既存の保険会社制度、制度共済、労働組合共済等を含めて、幅広い観点から共済制度全体のあり方を検討して

いくという答弁をしています。したがって、その限りでは行政の狙いは「無認可共済」問題のプロセスで、むしろ既存の共済事業をどう取り込んでいくのか、どう規制していくのか、イコールフットINGに立った規制をしていくのかという認識に変わってきたのではないかとということも含めて問題提起をしました。

司会 共済保険の歴史の流れから、現在の保険業法の改正までの経緯と全般的なお話をさせていただきました。内容につきまして質問、ご意見等はのちほどということで、次に本間先生をお願いします。

本間 確かに本来は無認可保険問題、無認可保険



商法の問題だったわけですが、それが無認可共済問題に置き換えられ、保険業法が改定されたわけです。問題が別のものになってしまったということです。そしていま、認可、無認可を問わず共済全般を規制しよう

という動きになっています。とても乱暴な経緯がある。その経緯そのものがいまの日本の政治、行政、経済、社会の現状を浮き彫りにしているということです。そういう状況の下で協同の運動と事業、共済の重要性そのものもまた浮き彫りになってきたということです。

無認可保険問題が無認可共済問題にすり替わっていったのですが、それぞれの思惑の中でそういうふうになっていきました。あえて言いますと、いわゆる自主共済といわれる共済の側にも甘さがあったのではないかと私は思います。というのは、これは「業者」の問題であって、自分たちの問題ではないという意識だったのではないのでしょうか。もちろんその通りなんですけど、しかし、問題がすり替わっていくという恐れを含んでいたということです。そういう力が働いている現状への認識の甘さがあった。

ところで、今回の問題で多様な共済が日本の社会に根づいている、このこともまた浮き彫りになってきました。私なんかが認識していた共済の他

にもたくさんの共済、例えば障害者、知的障害者の団体、さらにまた労山なども含めた多様な共済が広がっている。そのことで自分たちの生活と仕事を支えているということです。そのこともまたはっきりしたということです。ですから、認可とか無認可とか、自分たちの団体の利益とか、それを超えた問題が、今回の規制問題にはある。

自分たちの共済をどうやって発展させるかということはもちろん大事なことです、そのためにも国民的な課題ととりくみ、自分たちの問題とともに、それを超えた問題に思いをはせながら共済を運営していく、そして広げていくことが大事だろうと思います。

押尾先生は共済団体の大同団結を、という訴えをしていますが、私もいまそれが真に求められていると思います。そのためにも共済理論をきちんと持つということです。私は日本の保険や共済の問題の根っこに、保険理論と共済理論の問題があると、ここ数十年にわたって主張し続けているんですが、今回の問題を見るとまさしくそうであったなと思います。私は、それまで長いこと埋もれていた小林北一郎（1899－1844）さんの「歴史的範疇としての保険」論の遺稿を集めるところから、保険研究を開始しました（本間照光・小林北一郎〔芝田進午監修〕『社会科学としての保険論』1983年、汐文社）。理論が遠いところにあり、学者などに任されるのではなくて、それでは済まされない共済の現場、そしてそれを運営する立場からも理論の問題に取り組むことが求められています。

問題の根本に、そういう意味で共済理論の欠如があり、また欠如させた運営があるということです。その弱さがいまの問題、無認可保険商法が、無認可共済等に置き換えられてしまった。そして、いや、問題は違う、共済の問題ではなくて保険の問題なんだということで跳ね返すことができなかったということです。理論の問題については後でまた触れたいと思います。

司会 共済が保険にとりこまれてファシズム的に抑えつけられるという状況がきていると思います。

次に、実際に共済事業をやられてこられた全商連のホームページを見ますと、かなり熱心に共済問題について意見を出されているようですが、今

回、この保険業法改正と全商連の共済の関係、またその歴史に触れてお話しいただきたいと思います。

●全商連共済は保険ではない

安部 全商連共済会は今から22年前に、全商連の



助け合い運動の理念を具体化するという中で、民商そのものは営業とくらしを守る組織ですが、実際にいのちと健康を守るという分野で助け合うにはどうしたらいいかという議論になりました。それまでもそれぞれ

の県組織では、保険会社などと提携していた時代もあったんですが、まさに保険的要素が強かったんです。これを全商連として助け合いの組織を作ろう、ということで今から22年前に、全商連組織の中の組織として「全商連共済会」が作られたわけです。

創立時には11万人で出発したんですが、現在は32万人の組織になっています。これは民商会員が強制的に共済会に入るという規約にはなっておりませんので、自主的に入っていただくということで、現在は民商会員の70%の方が共済に加入者しております。

この22年間、のべ102万人の加入者に690億円の共済金が支払われました。共済会費はひと月1,000円ですが、1人1,000円で集めた共済会費のうち、昨年の決算でも90%が共済金などとして支払われ、残り10%が運営費などです。まったく利益は生まれていませんので、ほぼ完璧に近い助け合いの組織だということです。

この間まったくトラブルがなくて運営をしてきたわけですが、改正保険業法が適用されることによって実際問題、どういうふうに対応していくかがいま問われているわけです。これまで、とりくみが遅れておりましたが、今年に入りまして懇話会に参加されている団体の皆さんと一緒に国会行動をしたり、あるいは全商連として独自に要請行動も行ったりしています。

しかし、まだまだ全面的な運動というふうには

なっておりませんので、これをどう進めるかということで、3月には全商連の理事会、そして4月には全商連共済会の理事会を開きまして、まさにこの問題の「適用除外」を実現していく。つまり法律を適用させない、その運動を徹底して貫こうということで、それぞれ各県あるいは地方の民商組織に署名用紙と署名をするための説明リーフ、パンフレットも作成しています。その点ではまだ出発点に立ったところですよ。しかし、これはとことんやり抜こうということで、特に9月末までに特定保険業者の届出をしなければいけないことになっておりますので、それまでに多くの署名を集めてぶつけようと考えております。

実際問題、今年の4月から2年の間に、少額短期保険業者、あるいは保険会社として株式会社または相互会社という選択しなければいけない。この登録につきましても、この間の理事会でだいぶ意見がありまして、本当に登録しなければいけないのかどうか。罰則もあるようですが、これも法廷闘争も含めてやり抜く必要があるのではないかと。国会前での座り込みなど、いろんな運動の仕方も提起されました。しかし、2年の間にさらにその辺の選択も考えながら、実際に少額短期保険業者として登録した場合にどういうふうになるかということも含めて、いま検討しているところです。

ひとつご紹介しておきますが、皆さんもすでにご存じかと思いますが、2005年12月に公表された政省令（案）に対して関係者がいろいろ質問しているわけですが、その中で金融庁が答えているわけです。

その中の一つとして「団体の構成員の死亡、入院、出産、結婚等に際し互いの弔意や祝意を表す目的で、常識の範囲内での低額の給付を支払うために、その財源となる金銭を会費等に含め徴収している場合があるが、これは保険業法第2条でいう保険に該当しない、と考えて差し支えないか。また上記以外の場合でも、弔意や祝意を表す目的で常識の範囲内で低額の金を支払う場合も保険に該当しないと考えると差し支えないか」という質問が出されたわけです。

これに対して金融庁は「個々のケースにより判断されることになりますが、一般論としていえば、慶弔見舞金の給付については、その給付を行うこ

とが社会慣行として広く一般に認められているもので、金額としても社会通念上妥当な範囲内のものであれば、保険に当たらないものと考えられます」ということでありますから、そっくり保険業法から適用除外となるかどうか分かりませんが、そういう面からいきますと私どもの共済はこうなっています。

長寿祝金が5万円、結婚、出産祝金が2万円、安静加療見舞金が5,000円です。入院見舞金が1日3,000円、死亡弔慰金は20万円となっております。共済会費は民商会費と一緒に集めていますから、そういう面で総合的に考えるとかなり金融庁の回答に対応するのではないかと考えて、この辺についても今後交渉していきたいと思っております。

司会 適用除外の運動をするという、一つの現実的な戦略と共済の解釈についてどうやってロジックを立てていこうかという、興味深いお話をいただきました。

次に保団連の住江先生からお願いします。

医療、社会保障充実のための共済

住江 まず、1月19日の懇話会主催のシンポジウムに、本間先生、押尾先生に全面的なご協力をいただいて、成功裡に終わって、後の運動に大きく寄与したと、改めて両先生に厚くお礼申し上げます。それ以前からのご指導いただいていたことを合わせてお礼申し上げます。

私どもの共済制度というのは、団体の活動目的というのは、一つは国民の医療、社会保障制度を充実・発展させることと、もう一つは地域での医療機関としての経営を守る。この二つでございまして、ですから第1の目的のため、すなわち医療改善運動に、社会保障改善・充実運動に参加していただく会内の世論を大きくする、そのために、また地域の医療機関としての経営を守る、そういう立場にとって共済の問題については会員拡大、

組織の発展を最大限保障する一つの方策として大きく位置づけております。

実は35年前に発足したわけですが、そのきっかけはご承知のように医療機関は日銭が勝負でございまして、診療報酬も2カ月後に入ってくる状態で、その先生が傷病で休診されることは、現金収入が途絶えることで、神奈川の先生がそういう事態に陥って生活保護を申請するという事態になりまして、そういうことでこの制度が発足にむけてとりくみが開始された。先程来おっしゃっていますように会内での民主的、主体的な運動としてさまざまな活動を通して、健全に運営してきているところであって、なんの会員に瑕疵を作ることなく35年の実績をつくり、今日に至っています。

そういう制度をこの度の保険業法の改悪によって、国民の切実な努力すらも、改革要望書にもありますような日米の生保会社の要求に基づいて、こういう制度改悪をされることについては、またそれにただただひた走る金融庁の、昨年の国会審議を無視した、それも逸脱した金融庁の独断専行の国家権力の、国民の真面目な健全な努力すらも国家権力が介入して奪いとられることは本当に怒りと、大きな国民生活の危惧を覚えるものです。

4月1日施行されたわけですから、具体的に会員のいままで通りの制度に対する信頼と保障内容をどう継続するための方策はないのか、一つの制度存続に向けたとりくみと、もう一つは国民の社会保障があらゆる部面で改悪、奪い去られていく中で、せめてもの自己責任を果たそうと健気な国民の努力があらゆるところでなされている。私どものようなこういう、非常に切実な国民の、先程紹介にありました知的障害者、また小児がんのハートリングのところに见られる、もっともっと切実な国民の財産を守るという闘いと、二つの運動をいま全力を挙げてとりくみを強化していこうという姿勢に立っています。

司会 まさに保険業法改正が医療、社会福祉の国民のいのちと暮らしを守るところに非常に大きな影響を与えてきていると思います。

民医連も医療活動を行っているわけですが、当面するいろいろな問題等含めまして、山田さんをお願いします。

山田 全日本民医連共済の副理事長で政策委員長



をしまして今回の問題の責任者ようになっていきます。皆さんには大変お世話になっています。私も6月に全国総会をやっていますが昨年の総会議案には保険業法のことはふれられていません。総会後に保

険業法問題、共済規制問題に直面しまして、勉強しながら皆さんと一緒に運動を進めて来ました。昨年の日本保険学会ものぞかせていただき、その時押尾先生のお話をお聞きし、その後本間先生をお招きした学習会も機関として開催し、本日ご出席の保険医会の先生方や全商連の皆さんと運動して来ました。独自に金融庁交渉にも取り組みました。この6月に総会が来ますのでなんとかそれまでに、運動と現実の対応の両方について方針を決めなければならないと考えています。

皆さんからもありましたように、今回の問題は明らかにモグリ保険を規制するところから始まって、自主的共済を規制するというスリカエが行われた事に非常に大きな憤りをおぼえます。従って私たちの運動の基本は、自主共済を守ること、踏み込んで言えばいろんな団体の自主的活動を守ること、その自主活動の中に共済のような経済活動もあるということを認めさせていく大事なたたかいだと思います。このことを真正面に据えて、適用除外のための政省令を作らせる、というのが基本方向になるのではと思っています。

押尾先生も本間先生もおっしゃいましたように、立法趣旨は明らかなので、その立法趣旨を金融庁がしっかりとらえて政省令を作ればいいことです。法律が出来る過程の国会論議からも、自主共済を認める政省令は理にかなっており、このことをみんなで押していかなければ、と思います。

私たちの共済活動をご紹介しますと、保団連や全商連のみなさんの共済とはちょっと変わっています。私たちは“三層構造の助け合いと癒しのネットワーク”と表現しています。三層構造の一つは全日本民医連共済です。文字通り今回の保険業法の問題で一番ターゲットになるかなと思います。が、全国組織で約49,000人の職員が漏れなく加入

することになっています。給付は死亡共済金と災害見舞金でこれ自身の掛金は月600円ですからそう大きくなく、全国でも年間約3億5千万円の規模です。しかも、全商連さんの共済とは対照的に掛金のうち40%くらいしか給付にまわっていません。残りは“助け合いと癒しのネットワーク”の癒しの部分、文化スポーツ活動や心身の健康を守るための学習会などに充てています。そういう組織だということを職員全体でわかりあっている組織です。死亡と災害のお見舞いの部分のスタイルは保険に似ていますが、全体としては保険ではありません。三層の二つ目は都道府県ごとに民医連の共済組織があります。これは各県の自治を尊重していますから様々な活動形態がありますが、多くは産休や病休の休業見舞金の共済を行っています。三層構造の三つ目は法人ごとに、医療生協・医療法人・公益法人・社会福祉法人など様々な法人が加盟していますが、すべての法人に共済組織があります。これはいわゆる社内共済として根拠法のある共済でありまして、病気の時の医療助成や勤続功労金とか冠婚葬祭の給付をしています。

この三つの共済があって、職員としては一つに見えているという組織です。全日本の共済は1972年に出来ました。民医連の創立はレッドパージを受けた方々が力をあわせて作ったところも多く、退職金制度もなければ健康保険に入っていない先輩もいた時代です。このような時代の死亡弔慰金には大きな意義がありました。そんなところから始まった共済ですが、30年以上の歴史を持ち、法人単位・県単位・全国単位の共済活動が、職員にとっては一本の“助け合いと癒しのネットワーク”になっている組織です。これを保険だといわれると大変な違和感があります。

保険業法規制の対応についても、法人単位・県単位・全国と分けて整理していかなければ、と思っています。

司会 ありがとうございます。皆様に一言ずつお話をいただきましたが、次からフリートークということでオブザーバーの皆さんにも発言していただきたいと思います。

押尾先生が大同団結をしなければいけないとおっしゃったことは、大事なことだと思います。実

態を見ますと、労山（日本勤労者山岳連盟）のご意見では、もちろん適用除外ということは戦術的にやるけれども、「自分たちは共済ではない、基金である。つまり登山家たちのいやしと山登り、そういう危険のためのいろんな相互扶助なのだ」というお考えもありました。

少額保険に何年かしたらしてしまうというのが政府の考えでしょうが、それに対して、保険ではなくて共済であるとか、あるいは共済そのものでもなくて、基金であるという主張も出てくるようなので、その辺を含めまして、いろいろ問題点が出されたと思いますが、適用除外ということの場合は、たとえばそれは無認可共済の規定になるんですか、それともどういう存在になるのでしょうか。押尾先生いかがですか。

●共済も保険技術を使う

押尾 保険業法の第2条に保険業の定義があります。96年4月に施行された改正業法ではじめて保険業の定義を盛り込んだのです。でもその時の改正内容では、協同組合の共済については一言も触れていませんでした。

今回は、「無認可共済」を規制するという目的の法改正でしたが、適用除外とする根拠法のある共済を保険業の定義の条文中に列挙したのです。その最後に、「根拠法のある共済に準ずるもの」という規程があって、当然、今日参加されているような団体などは、その範囲で十分適用除外になるはずですし、そうすべきだと思うのです。もし、それを実際に運用しなければ、何のためにそうい

う規程を設けたのか疑問に思わざるを得ないです。それが一つの問題。

もう一つは、今申し上げたような経過で、根拠法のある共済が実は協同組合法や労働組合法などに基づいているにもかかわらず、保険業法の中に取りこまれたということです。これは昨年、4月21日の参議院財政金融委員会の時の金融担当国務大臣の答弁の中で、今後5年をめどにして、保険会社制度、制度共済等を含めた全体のあり方を検討していくということがはっきり示されたのです。

先程本間先生がおっしゃいましたように、「無認可共済」業者を規制するという当初の目的から、実は協同組合法や労働組合法に基づく共済事業をも保険業法と同じような内容で規制していこうという狙いがはっきりと読み取れると思います。

今、司会の石塚さんからご紹介があった労山の問題ですが、なぜ共済を協同組合保険と考えるかについては先程申し上げたとおりです。ただ、そうは言っても70年代以降、特にオイルショックを契機にしまして、日本の福祉国家制度は大きく転換されて、社会保障をかなり大幅に切り捨てる、見直す方向になったのです。

それ以降、協同組合以外でもさまざまな団体で、社会保障の貧困からなんらかの形で組合員の生活を守るために自主的に共済活動を始めたのが今日に至っていると思います。

ですから、基本的には共済＝協同組合保険と考えるべきですが、今日では共済事業をめぐる環境が変化し、「協同自治組織における保険」と広くとらえていくべきだろうし、それが共済運動の一定の発展段階を示すものと考えられます。



ただ、共済事業、共済団体といえども市場経済、市場原理のもとで事業を行っているわけですから、事業基盤が市場原理にかなうものでなければ、やはり保険事業との競争のもとで組合員の生活を守ることとはできず、徐々に保険会社に駆逐されていかざるを得ません。

共済団体は保険技術、あるいは経営のノウハウ等を批判的に摂取し、学んでいくことが多いと思います。前近代的な、原始的な共済は近代的な保険技術、保険の仕組みに則った共済にとって代わられていくでしょうし、また、保険事業にも駆逐されていくと考えますと、事業内容、あるいは共済の仕組み、技術も改善していかざるを得ないだろうと思います。

ただ一方は営利目的のために保険事業を行い、他方は保険の仕組みそのものを、私の指導教授は「保険一般」という表現を使っていますが、私は「保険の仕組み」と理解して、給付と反対給付、つまり掛金と共済金の数学的対価関係等を基本にし、それを協同組合、あるいは協同組織で民主的に非営利で組合員間の相互扶助のために、実践していく、これが共済事業だろうと思うのです。

ですからやはり共済事業としてのあり方を改善していかなければいけないし、同時にそれは協同原理、協同組合原則などに基づいて民主的に連帯の精神に基づいて運営していかなければならなりません。これまでの活動でそういう点があるいは欠けていたところがあったのかもしれませんが、まだ歴史が浅くて、事業運営の面でまだまだ保険会社、あるいは既存の大手の共済団体に学ぶところがある中小の共済団体が多いと思います。

たまたま保険業法の改正という政治的、法的な課題を突きつけられましたから、これから共済事業としての改善、あるいは運動としてのあり方を考えていかなければいけないのではないかと思います。

住江 運動とも関連しますが、本来的には社会保障の発展によってこんな制度自主共済をしなくてもいいような社会が理想ですが、しかし、自主共済といえどもあくまで保険原理そのものでして、運営の中でそういう保険原理主義的なことはありますけれども加入者のために最大限の努力を

各団体自治のもとでされているわけです。しかしこういう制度にすら参画できない、一方ではそういう現実もあるということを踏まえて、だからこそ既存のそういう現実的に取り組まれている団体の自治のもとで健全に行われていることを守り発展させるという立場が必要ですし、そのためにもこういう国民の財産を一方的に保険業法の改定によって奪いされることについて押尾先生、本間先生、最大限努力をいただいています、そういうことからすれば本当に法律家的な、そして法学的な面からの発言を私どもは大いに期待します。実はそういうことも期待して日弁連などにも交渉にも行ったこともあるんですが、なかなかそういうところでのとりくみは無関心です。保険学会とか、経済学会とか、そういうところとの法学家とか法律家集団とのアプローチ、また共同した取り組みについても現実的な今の動きを、その辺についてちょっとお教え願いたいのです。

押尾 昨年の日本保険学会の報告者の中に、法律的な立場から二人の方が報告しました。そのうちの一人は日本生命に所属し法務を専門に担当している実務家研究者という立場の方です。

彼の考え方は非常に明確でして、同じ保障・補償を同じ約款・仕組みに基づいて事業を行っている以上は、同じ法律で規制するのが当たり前だという前提で、あくまでも現象的、表面的な契約関係、あるいは契約内容に基づいて取り引きが行われているわけだから、同じ立法政策のもとに規制するのが当然だという立場なのです。

つまり保険と共済が同じ仕組みであっても、それを運営している母体がいっただいどういう事業であり、どういう性格で、どういう役割・機能をもって事業を行っているか、というところはまったく度外視してしまっ、て、あくまでも現象的にその契約関係に基づいて共済契約と保険契約が実質的に同じ内容であれば、同じ法律で規制するのが当然であるし、共済契約であっても、さまざまなトラブルが生じていてそういう共済契約におけるさまざまな事例についても、保険契約に関わる事例と同じような事例でそれを参考にしながら司法的に判断をしているわけだから、同じような規制をすべきだという主張なのです。

それに対してわれわれは少なくとも、それを運営している運営母体そのものの性格が大事であって、一方は不特定多数を対象に営利を目的にして事業を行っていて、他方は保険の仕組みを、この保険の仕組みというのはなにも保険会社だけが独占できる保険技術ではありません。保険技術というのは自然科学の成果があって、同時にそれを実際の事業に活用するだけの社会、経済の発展があってはじめて事業として確立できたのです。

ですから今日のようにほとんどの国民が保険に加入し、保険で生活保障の手だてを講じている、つまり私は保険が「社会化」していると考えなのです。保険はわれわれ国民の生活を支える重要な手段であるし、したがって保険制度のあり方についても、われわれは積極的に改善し、あるいは自分たちの生活に役立つように提言していくべきなのです。でもそれまで長い間保険会社の経営姿勢をただし、問題提起をしてきたにもかかわらず、行政も十分な対応をしない。保険会社も契約者のほうに向けた経営に改善しなかった。反国民的、反社会的な経営行動をとってきたわけですから、そういう反動が自分たちの手で、自分たちの生活を守らなければいけないという社会運動としての共済運動に発展してきたのです。

そういう歴史的な経過とか、背景については一切度外視して、あくまでも現象的に同じような法的な仕組みに基づいて事業をしているのだから、同じように規制するのが契約者保護にも通じるという立論です。その辺のところからわれわれは声を大にして共済事業を守っていかなければいけないと思っています。

●アメリカや保険業界からの圧力

本間 昨年10月の日本保険学会で生命保険業界の報告者は無認可共済を保険業法の改正によって規制して外堀は埋まった。次は内堀だというふうなことを公言していました。つまり認可、無認可を問わずすべての共済を埋めるんだ。

アメリカと日本の保険業界のマーケットを拡大するために、無認可保険問題を利用したという批判に耐えられるのかという私の質問に対しては、「マーケットを拡大して何が悪いのか、何が問題

なのか」と答えました。その方個人というよりは保険業界の意向だろうと思います。日本の保険業界であり、さらにはというよりもむしろアメリカの保険業界の利益があって、それをアメリカ政府が日本の政府に要求し、日本の保険業界もそれに乗り、ということで現在の問題が起こっているわけです。

いまの共済の規制の問題の背後に、保険理論と共済理論の問題があるんですね。というのは商法や保険法の通説で、その通説は客観的には保険業界の利益を代弁するような性格が強いわけです。共済というものは小規模で非近代的非合理的なものである。そういう理解にたっているんです。

そうでない大規模で近代的合理的なものについては、これは規制するべきである。というスタンスです。これは何十年も変わっていない。今に始まったことではない。ですからそういう立場で保険も共済も形式だけで判断する。保険や共済の歴史的、社会的な認識というものを欠いているわけです。形式論であって、非社会的、非歴史的な認識である。そういう理論で何十年もきているわけです。

私や押尾先生は、歴史的な範疇として保険も共済もあり、本来、保険論は歴史的な科学であるという認識です。ですから、古くからギルドなどの共済がありましたし、日本でも明治以前からすでに鉦夫の間でも友子制度がありまして、やがて、保険の海の中で、しかし保険を最も必要とする人々が保険から締め出されていく。それから利益追求の業界の下で、本来の保険補償が成されていない、ということなんです。

そういう矛盾の中から労働者、農民、市民、そして協同組合や労働組合そして広く協同自治組織による自前の助け合いとして共済が生まれてきた。これは世界史的にそうですし、日本においても明治時代に労働組合ができる前に、労働組合期成会ができました。その時にすでに日本の労働者の中に、そして社会の中に共済制度が盛り込まれてくるんです。実際に実施もされている。現在の農協など協同組合の前身である産業組合が大正時代に保険経営の要望を出したりしますが、戦前は、保険業法の下で法的には共済がずっと認められなかったわけです。保険業界とその意向を受けた行政

の圧力で認められなかった。

戦後、共済という形で実質的な協同組合保険、あるいは協同自治組織による保険として開始された。これは何も狭く協同組合に限ったことではない。皆さん、今日ご参加の諸団体も含め、あるいは障害者の団体の方々も含めて協同組合ではないけれども、協同自治組織による運営をしているわけで、きちんとした民主的な運営がされてきているわけです。あわせて、広く協同組合保険としての実体があります。

そういうものが戦後ずっと日本の社会に根を下ろしてきた。それは日本だけではなく、世界史的な流れだということです。実際、社会保障が後退する中で、ますます自前の助け合いとしての共済が重要になってきています。

ところが、社会保障や医療をはじめとした社会保障全般を保険のマーケットに投げていく営利化、市場化していくという政策がとられた。そういう政策の下ではますます自前の助け合いが必要であるにもかかわらず、自前の助け合いである共済そのものもマーケットに投げかえしていくということになっています。そうすると日本の国民生活は成り立たないことになってきます。仕事も生活も成り立たない。国民の利益に反することをやっているんですね。それを消費者保護の名前でやっている。

本来ならば消費者を本当に保護するということになれば、消費者自身による消費者主権、これが不可欠です。ところがそれを認めない。今あるものですら無くしていく、という圧力をかけているわけです。結局、消費者保護の名前で保険を買うか買わないかの自由だけ。人々を顧客の立場に限定する。そういう圧力が高まっているわけです。これでは共済だけではない、日本の社会そのものが成り立たないということです。

ですからまともな政治をする、これは右だって左だって構わないんです。どんな立場であろうが、まともな政治をする、あるいはきちんとした国民に責任を持つ行政をするということになれば、今の金融庁の立場ではいけないということなんです。乱暴な問題の置き換えがされている。

自主的な共済を保険業法から適用除外させるということは当然のことです。しかし、より根本的

には保険業法改定の経緯と内容が非常に大きな問題を持っているわけです。ですから保険業法を再改定させることが必要です。

実際、1996年に保険業法が57年ぶりで改定されたんですが、その後保険会社がバタバタと倒れていく。そして次々に保険業法を改定してきたんです。57年ぶりに改定され、さらに、小細みに何度も再改定を繰り返してきた。ですからこのたびの2005年の保険業法改定も、根本のところから元に戻す必要がある。

共済が将来どういうふうにあったらいいのかは、きちんと戻してから議論すべきです。今のままだと日本という国も、金融庁や保険行政そのものも成り立たないことになります。国民ではなく、アメリカと日本の保険業界の代理人として行動しているということになれば、行政としては成り立たない。経緯をみればまさに代理人として行動していると言わざるをえない。是非資料として経緯をあとづけて載せていただきたいと思います。アメリカの保険業界とアメリカ政府がシナリオを書き、日本の保険業界がそれに合流していつているわけですが、日本の業界がそれでうまく立ち行くかどうかは別です。1996年の金融ビッグバンそして日米保険合意後、97年から次々と日本の保険会社が破綻していった先例があります。過去に学ばない金融庁と保険業界は、それを繰り返し兼ねない。

司会 アメリカの要望書の英文を見ると、*cooperatives* はやはり今ご説明にあったように、協同組合だけではなくて、協同組織が入っている。ただ一見して矛盾があるのは今度の保険業法の最初に不特定、特定というような区分をして網をかけて、最後にどちらか選びなさいよと言って、少額とか普通の保険会社になる。それは不特定、特定のワクをはらっていいんだよ、というとな何のために不特定、特定という区分をしたのか矛盾が出てくる。この法律につきましては、皆さんに資料としてお送りしましたヨーロッパのものだと、いろんな考え方があります。

たとえば保険業法の中に、「共済」という項目を入れて、それで別途独自の規定をすることも可能だと思うんです。これはアメリカの文書を読む

と、最初の文では可能かと。そういう戦術もとれるかなという気がいたします。ロジックをどうたてるかが大変、保険業法に飲み込まれて共済が消滅することを避けるためにどんなことをしたいのかが理論的にはポイントになるのかなという気が素人的にしています。

本間 共済全般のよりどころとなる法、個別の法律などではなくて、そういうよりどころがあったほうがいいことは確かなんです。しかしそれをどういうものにするのかでまったく違ってきます。共済を規制し、あるいは許さないという立場なのか、それとも自前の共済を日本の社会にきちんと根づかせていき、そのことで国民生活を守っていくという立場なのかで、同じ共済基本法という名前を使ったとしても、まったく違ったものになってしまう。そのことは大いに議論をされたらいい。

しかし今、問題になっているのは、保険業法そのものの中身の問題です。それについてはまず旧に復させる、ということが大事です。適用除外をさせるのは当然のことですが、まず法律そのものに矛盾があって、これは国民生活を成り立たなくするような内容を持っているわけですから、旧に復させることがまず必要です。

実際、経緯に若干触れますと、国民生活センターに寄せられた消費者からの意見では、マルチ商法的加入方法で加入させる共済を自称している、そういう団体についての相談だったんです。大半は業者の信用性やマルチ商法的加入に対する問い合わせである、ということを国民生活センターが報告している。

それを受けていろんな動きが出てくるわけですが、当初金融庁は2003年6月30日に出した「根拠法のない共済について」で、「根拠法のない共済は保険業の免許を受けた保険会社ではないことから、当庁の監督下になく」と言っている。そのうえで「共済とは、一定の地域または職域でつながる者が団体を構成」、つまり特定ということなんです。「根拠法のない共済が、不特定のものを対象に共済事業を行っている場合には、保険業法違反」である、と言っている。ですから金融庁のこの認識に立つならば、共済というのは地域や職域

でつながっている特定な者を構成するものであり、共済という名前を使っている、不特定を対象とする場合には、無認可保険業で保険業法違反だと言っているんです。ですからこの通りきちんとすればよかった。これをしなかったということです。

不特定多数に対する無認可保険業者の問題を、共済を自称する業者を含めて共済は特定者を対象とするものだ、というふうに保険業法の改定でしてしまったんです。そうすると不特定に対する保険商法が問題になっていながら、特定に対する共済の問題に変わってしまい、不特定に関する問題が消えてしまった。これは説明がつかない。

当初のアメリカの保険業界やアメリカ政府の年次報告の要求を、裏付けてしまった。ですから、今回の保険業法改定は無理がある。

●非営利の共済を守ろう

山田 今の本間先生のお話にある「保険業法の再改定を求める運動」というのは、本当は一番本筋の運動だと思います。

今回の保険業法改定の最大の改悪ポイントは、これまで不特定対象のものだけを保険と定義していたのに、特定対象についても保険とすることにしています。これを元に戻すことは世論にも支持されることだと思います。「なんでそんな共済まで規制する必要があるか」「特定者の人たちが助け合いでやっている共済が、これまでどんな被害をもたらしただろうか」の主張は一般の感覚ではないでしょうか。

ただ、この特定性のあるものを保険の範疇から除いていただく、というのが一番いいのですが、その運動の実現性はどうか、というのが大事ですね。

私も最初に保険業法の問題に突き当たった時は、いくらアメリカと日本の金融資本が第三分野の保険を拡大したいと思っていても、私たちのような共済活動が規制されるとは思いませんでした。どう考えても保険会社と相互会社が専業で進める営利活動が保険ですから、私たちのような非営利の世界には関係ないのではないかと思います。そういう認識については反省もしていますが。

昨年日本保険学会に参加した臨場感から危機

感が大変大きくなったのが実情です。話はそれますがこの学会は大変後味の悪いものでした。歴史的・社会科学的に論を進めるまじめな研究者の皆さんも多い一方で、今度の保険業法を推進する側の参加者は実に品位に欠けるものがありました。この保険学会の中で推進者の方々の話を聞いて、大変な事だなと実感したわけです。一番驚いたのは、彼らが「今回の改定を契機に、協同だとか、構成員自治だとか、そのような考え方を葬り去るんだ」といっているんですね。ここに本質があるんだなと。そうでないと私たちのようなところが規制されるわけがありません。実際法律が出来てからのたくさんのパブリックコメントに対しても金融庁は完全に紋切り型の意見切捨ての対応です。このことも今回の改定の本質をあらわしていますよね。こうした点を見ていると今度の保険業法のねらいは、私たちのような無認可共済がターゲットというより、いわゆる協同組合保険としてわが国で力を持っている認可共済、根拠法のあるJA共済・生協の共済・中小企業事業協の共済について、やはり数年後には市場に開放させるんだ、という意図が強く感じられます。

今のところは私たちのようにあまり力のない自主的団体が保険業法に抵抗していますが、やがてそれらを含めた大きな運動になる可能性があります。ですから、私たちも再保険や認可共済など様々な手立ても考えては行くとしても、本筋のところで、非営利セクターの事業活動・経済活動を守っていく運動、個々の自治を大切に守っていく運動が必要だろう、と思います。

安部 協同の関係で保険業法そのものについても、今の内容についても随分お話しがありましたが、実は私も民商・全商連は「組織として共同事業はおこないません」という一文が「民商・全商連運動の基本方向」にあるんです。一般に30万人近い団体でありますから、たとえば、共同で仕入れようとか、建築を共同してやろうとか、そういうふうなケースはかなりあるわけです。これは厳に戒めて、そういうのは駄目だということになっておりますから、当然共済会も「事業活動ではない」ということを明確にしているわけなんです。

話が変わりますが、全商連が全商連共済会を発

足させたのは、社会的経済的に劣悪な状況におかれている中小業者が互いに助け合うためです。毎年会員で100人近い方が自殺されています。集団健康診断を民医連のほうで援助いただいておりますが、この中でも大変中小業者は健康破壊が進んでおります。

たとえば一つの例ですが、健康不安があるという人が全体の健康診断を受けた人の中の63.9%が健康不安ということになっておりますし、なかなか景気が大変で病気になっても病院にかかれない、かからないそういう事態です。死亡弔慰金を支払ったうち、初診から1カ月以内に亡くなる方がおよそ30%います。初診から1年以内で亡くなる方は50%を超える。だから集団健診をちゃんとやりましょうという提起はしていますが、非常に健康破壊が深刻になっています。

同時にそういう劣悪な状態の中で、民商会員として、共通の仲間としてお互いに助け合おうということのできたわけですが、文字通り全商連が責任を持って、全商連共済会を運営するということで、まさに全商連運動と不可分の関係にある、ということを確認しました。

日本国憲法は第21条で「集会結社、および言論その他の一切の表現の自由を保障する」と定めているわけです。当然、全商連は憲法で認められた団体で、その運動と活動は憲法によって保障されている。

ですから保険業法を理由にした全商連共済会への規制と干渉が行われるのであれば、これは全商連そのものへの規制と干渉だ、という位置づけなんです。ですからこれは当然憲法が保障する集会結社の自由を侵害する憲法違反だということで、この点を明確にして運動をしていこう。つまり具体的な改正保険業法の適用除外という問題と合わせて、団体そのものに対する規制と干渉がこの中に含まれているのだという立場でこの問題をわれわれは取り上げていこうと思います。

なぜかといいますと、この保険業法で少額短期保険業者を選択するということになりますと、保険募集人を登録しなければならないとか、保険計理人のいろんな審査が必要だということも入っておりますし、準備金もかなりの金額で用意しなければいけないなど、いろんなことが含まれている

わけです。そうするとやはり全商連の組織そのものの全貌が明らかにさせられることにつながる。こういう問題を含んでいるということです。さらに民商の会員が共済会への加入を呼びかけていますが、これも全部登録しなければいけない。決算、経理の内容についてかなり明らかにしなければいけない。そういう法律になっていますから、これによって憲法による保障が侵害される。こういう重大な問題を含んでいるんだということで、この点を大いに学習をしながら、そういう立場でも運動を進めていこうというふうにしております。

司会 金融庁などの役所に説明をする時に、営利保険に比べて非常に社会性がある、いろんな国民の生活福利に安い保険料とか、保険会社でカバーされないところをやっていますよ、という説明の仕方が一つあると思います。国民の社会的福利に役に立ちますという憲法の法律的な表現のようなことですね。

今、安部さんがおっしゃられたように、憲法の基本的な結社の問題という言い方でロジックを立てるのも大事なことだと思うんです。

フランスの例を見ますと、保険法と共済法があります。共済法は今いろいろ議論がありました、特定多数と特定の違いや営利と非営利の違い、民主的運営をするのかしないのか、社会的リスクのどこをカバーしているのか、ということですね。

これは専門の先生方に聞かないとわかりませんが、多分、民医連共済のように三層構造のような、つまりある部分では保険もやっているし、ある部分では癒しの活動もやっている、というので一律に保険か共済かという分け方をしなければいけないし、また重なるところもあるし、どういうふうに相手を説得していくか。あるいは保険業法の矛盾点とかをちゃんと説明してやっていくかが問われているのではないかと。

◆適用除外の運動を

押尾 これまで日本の「共済」問題と冒頭に申し上げましたが、欧米諸国と日本の場合は、根本的に性格を異にして、やはり本来協同組合で、あるいは協同自治組織の下で行うべき保険を共済とい

う名称あるいは範疇の中で行わざるを得ないような状況にしまったところから、「共済」問題が発生してきているのです。

ところが、保険行政や保険業界は当初は共済事業の発展に対しては、これは明らかに共済の範囲を逸脱するものである、先程本間先生がおっしゃっていましたが、共済というのはあくまでも小規模で慶弔見舞金程度のものに押し込めようとしたのです。やはりヨーロッパもそうですが、共済運動や労働運動をどんなに規制し弾圧しようとしても国民の生活権を守る社会運動ですから、これを完全に封じ込めようというのは、無理なのです。

そのつど公権力は、それを体制側のほうに取り入れようとしたり、規制を加えようとしたりする歴史であったとフランスの共済組合に関する論文の翻訳を拝見しながら、そういう印象を持ちました。

共済運動というのは、労働運動と非常に近い関係にあって、労働者、勤労者、国民の生活そのものを守る運動として、やはり一定の社会的な地位を得、また行政もそれを認めざるを得なくなった経緯がありますので、日本の「共済」問題と非常に性格を異にしたいと思います。

現在の状況を申し上げますと、本間先生は保険業法の改正を撤回させるべきだという主張でもっともだと思うのですが、金融庁は何をしようとしているかと言いますと、商法の中の保険に関する規程を商法から取り除いてしまっただけで保険契約法としてまとめようという方向を進めつつあります。ですから行政はそういうふうにして徐々に保険業そのものの定義を曖昧にしつつ、共済のほうにも網をかけようという狙いのように読み取れます。

そして行政によって立つ立場というのは、今回の無認可共済問題がそうだったのですが、結局消費者保護あるいは公正な競争条件を確保するという、これはアメリカから強く要請されたという石塚さんのご指摘の通りだと思いますが、しかし、消費者保護と言いながら、監督行政は間接的な消費者保護の政策を採っている。消費者保護の立場というのは、消費者基本法です。この中を見ると、消費者の主権が明確に位置づけられていないのです。あくまでも事業者を規制することで間接的に消費者を保護する一方で、消費者にも一定の自己

責任的な役割を求めていく。さらに90年代以降、規制緩和が進む中で、消費者の自己責任は非常に大きくなってきています。

そういう中でさっきお話に出ていたように、今のままで共済に関する法規定を新たに行政が設けていくといっても、本当に共済運動を進めている組合員、国民の側に立った共済の保護規定になるのかどうか。その辺が一番心配ですし、何よりも消費者行政に消費者の代表が参画できない、直接施策に意見を反映させるシステムが確立されていない以上、今の状況ではとても行政にそれを期待することは難しいと思います。

特に国家は自らの権威と結びついた法的なカテゴリーだとか、施策をどんどん導入してきますので、今回の保険業法の改正もやはり無認可共済問題を放置していて、自らに責任の矛先が向いてきたと判断して、非常に短期間の間に拙速に法改正をすすめてしまった。無認可共済業者はロードサービスだとか、カーエレクトロニクス商品などの会員を対象にして共済を売り特定の共済団体だ、共済事業だという論理でしたから、自分たちの生活を守る組合員の公平な連帯の集団的な共済運動ではないわけですし、その事実が明白であるにも関わらず、こういう形で保険業法の改正を進めてしまったし、そういう点では今の状況の中で、ヨーロッパの共済組合法のような根拠規定を得られるかどうか懸念があります。

司会 それは難しいですね。中古家電品の法律が撤廃された時に、坂本龍一という人が旗振りをしてそれでやった。消費者が自分たちで、国家の規制とかをやらないのが本来的な規制緩和ではないか、ということを坂本龍一が言って、中古市場は実質守られたんですが、何かそれに似たようなキャンペーンが自主共済側でできればとてもいいなと思っているんです。

岩川 オブザーバーですが、発言させていただきます。直接今までのお話にお応えした内容になるかどうかわかりませんが、この間、金融庁など、いろいろな団体に行って、たくさんを感じることがありましたので、紹介させていただきたいと思います。



先程からお話がありますように、今起きている問題は、自分たちが現実に行っている事業としての共済に対する重大な干渉、攻撃がかけられているという問題ですね。理論とかそういうことではなくて、まずやっ

ていることそのものを否定されるという範囲に留まらず、運営している団体の活動そのものに対する問題です。

それから先程ご指摘がありましたように、自分たちの生活権や憲法に関わる問題。非常に幅広い問題だと思うんです。果してそこまでの問題としてとらえられていたのかどうかが問われると思うんです。しかし、金融庁等がこの間、要請を重ねてきますと、非常に驚くことに、毎回ひどいことを言われます。

4月1日の法施行直前の最終盤になってきますと、「契約の相手方が特定か不特定か、営利か非営利か、といったことに関わらず、およそ保険の引き受けを行うものについては、その契約者を保護し、健全な運営を確保するために必要な規制の対象にする」。「あなた方は立派な共済といわれるものを運営していることを、私たち（政府・金融庁）は十分に評価しています」。というような言葉を使いながら、「将来に渡って、この契約者を保護するために、われわれ（金融庁）の基準、つまり新保険業法に則って運営をすべきである。ですからあなた方は保険会社になってください」。こういう言い方をするわけです。保険会社は何百万件という契約があるということですから、自主的な共済の加入者数そのものを比較しても、まったく話しにならないわけです。保険会社の保険料については、自分たちの営利部分をオンコストしているのですから、そういうものと共済の掛金や仕組みを全く同列にしか見ない、政府の側の問題がここにはあるわけです。ところがこの間、先程の中古家電のお話の例にあったように、自分たちの生活に関わる問題だと気づきはじめて運動した時には、もう法施行直前という状況が作られています。

もう一つ考えなければいけないのは、先程、押

尾先生、本間先生がおっしゃられたように、「5年以内の見直し」という問題。これは非常に重要です。他の法律に特別の定めがあるものというのが新保険業法本則第2条の第1項にあって、これが制度共済として新保険業法から除外されています。これと区別して、あえて労働組合を含んで同条第2項で「適用除外」とするものが列挙されたわけです。労働組合団体については、労働組合法に則って、制度共済と全く同じ、そういう権利の下で運営をしてきたという認識があるわけです。

ところが今回は適用除外になったので、「とりあえずよかったな」と思われた方もいらっしゃるようですが、最近はいろんな労働団体に行きますと、これは非常に重大な問題だと。われわれが労働組合運動として取り上げないということは、これからの活動にも非常に大きな影響を及ぼすし、重大な問題だ。したがって根拠法がないと言われていたあなた方だけではなくて、一緒になって運動をしなければいけない、とそういうふうな状況になってきています。

それから5年以内の見直しの問題は、これはもう一つ問題があって、少額短期保険業者を育成する5年間で重なる問題があるのかと思います。国会答弁で、先程紹介しました営利か非営利か云々という話の流れの中で、立派な共済が運営されている、知的障害者の互助会のことだとか、私たちの団体も取り上げられたわけですが、「そういう方々は適用除外にはしないけれども、しかしながらきちんと新制度に円滑に移行でき得るように、われわれ（政府）としてはできる限りのことをしたい」と述べています。その上で、提示されたのが、なんと相手方とする者の総数が5,000人以下の小規模な団体については、供託金等については、本来1千万円のところを500万円でもいいですよ。これを7年間やりましょうなどと言っています。具体的に何を言っているかというと、これは、少額短期保険業者の経過措置であって、少額短期保険業者が相手方とできる一つの保険契約は100人以下ということが決められていますから、自分たちが自主的に運営してきた団体の共済を少額短期保険業者に置き換えて、その中で自主共済を展開することはなかなかできないという話しです。相手方とする者の総数が5,000人以下の小規模な団

体への配慮なるものは、見方を変えれば、政府・金融庁が、少額短期保険業者を育成するための業者への配慮といえます。今から助走して少額短期保険業者がスタートしていくに当たって、そういう小さい規模の段階のうちは供託金を安くしてあげましょう。7年間ぐらいは助走期間でいいですよ、と言っているようなものではないか思います。私たちは、こういう話しをあちこちの団体に知らせ、問題提起しています、本当にひどい話しだということ。

ですから今から、先程の中古家電の話などと同じように、国民的な運動にしていけるためにも、今日の座談会に期待をしておりますし、先生方のこれからの話しも本当に期待をしております、是非お力添えをいただきながら、いろいろな団体に私たちは呼びかけをしていきたいと思っています。

そういう点で、私たち自身が、先程共済理念の欠如というご指摘もありましたが、共済理念が不十分だった、という反省を本当にした上で、そういった理論強化をこれからうんとして権利意識を高めてやっていく必要があるだろうと思います。

ところでこの本（『無認可共済の法規制』）は、162国会でこの法律を出してくる下準備をした人たちが作ったといわれている本です。この本にこんなことが書いてあります。新保険業法本則第2条第2項の問題についてこういう言い方をしています。

—「構成員の自治のみによる監督を理由に自己責任を問うことが可能な団体であり、かつ、保険業規制の実効性確保の観点から、保険事業を主目的とした団体との区別が明確なものである団体が行う共済事業が定められる。」—

と述べた上で、次の3点の要件を満たす必要があると述べています。新保険業法の適用除外に、労働組合などを取り上げていますが、三つの要件は、こうした労働組合や諸団体の運動に対する干渉に関わる問題なので、いろいろなところで訴えています、次のとおりです。

一つは、団体の構成員相互間にきわめて密接な関係があることが社会通念上明らかである。二つが、保険の引受けを行う主体（保険者）と契約者の間にきわめて密接な関係にあることが社会通念上明らかであること。三つ目が、団体の構成員に

保険への加入を主目的とした構成員がいないことが明確である。

この三つ目のことでいいますと、人々が団体や運動に加盟してくるきっかけはなんであれ、最終的には運動や方向について支持賛同しない限りやめていっちゃんはずです。労働組合であれ自主的な団体であれ、いろんな形できっかけができてくる。その一つが、仮に共済であったとしても、その共済は営利を目的としているわけではなくて、運動の前進のために作られているわけですから、そういうことを理解して入ってくることは当然あり得ることです。ところがこういうものは駄目だと、ここではいっている。そういう労働組合や団体への入会のきっかけが共済加入であるものは駄目だということです。

最初の二つについては、もっとひどくて、これは公式な文書にされていないことなので、ここで例として紹介すると問題になるかもしれませんが、金融庁の担当官がいろんな交渉の場で次のように発言しています。

たとえば2条2項のところで、学校法人とか会社などが「適用除外」としてとりあげられています。これを例示して、「学校教育法」などで学校側は学生を処分できる、会社も社員を解雇できる、そういう処分権がある絶対的な関係があるんだというようなことを言いだすんです。

では労働組合は何なのか。本当に活動の基盤を揺るがしかねないようなことが裏側で平気で言われているということに注意する必要があると思うんです。

司会 共済だけではなくて、母体のいろんな活動あるいは社会的な貢献の活動とかも全部網をかけて、自主的ないろんな非営利協同運動だとか、社会運動とか、政治運動をつぶしていこうという新自由主義の総決算みたいなものの一部として保険業法改正ができたものすごくします。

●共済組織の大同団結を

安部 民商の中では、今のままでいくと保険会社になってしまうんじゃないか、一体、全商連共済会は存続できるのかなど、いろんな意見がありま

す。

さきほどP S E問題の話が出ましたが、関係する諸団体との協力、協同をどうすすめていくかが非常に重要です。先日、ある中小業者団体の会議がありまして、そこにある業界の組合の役員が参加していました。この組合も共済会を持っている。実はこの共済会が、組合を存続させる大きな楯になっている。ところが今回、適用除外になりませんので、保険会社としての扱いを受ければ、これはどうみたって存続もできないし、組合そのものも存続できなくなる。なんとかならないか、民商さんと相談したいと言っておりました。

おそらくそういう所が、相当な数であるのではないか。この辺でもっともっと運動化していく上で、今私どもが考えているのは、消費税増税反対の団体署名をやっていますが、おそらくいろんな業者団体ですね。さらに料飲組合とか、理美容組合とか、いろいろありますが、そういう業界の団体には共済のような助け合いの組織がかなりあるのではないかな。全商連は全国規模で、県連は県レベルで団体訪問をして、こういう今の保険業法の改正とこれに絡んでどういうふうに考えているのかを含めて聞いていき、そして適用除外を求める運動をしていこうじゃないか、ということを考えております。こういう点では今後、細かな話し合いが必要かと思いますが、そういうことも視野に入れた運動が非常に重要ではないかと思っています。

その関係で、今、国会で民主党や共産党の議員が、「真面目で堅実な運営をしてきた互助会的、あるいは共済事業が不利益を被らないようにせよ」、と質問をした時に、与謝野金融担当大臣は、「きちんと相談にのり、実態も把握して共済事業が運営できるようにできるだけことはしたい」、こういうふうに答弁をしているわけです。これは全国知的障害者互助会連絡協議会が30万人以上の署名を集めたときさほどお話をしておりましたが、こういう運動の反映もあるかと思いますが、この辺ももっと重視していけば、前進できるのではないかと考えています。

司会 時間が迫って参りましたので、安部さんには一言いただいたということにさせていただきます、

山田さんから一言ずつお願いします。

山田 大変お互いに勉強になりました。要は、攻勢的には保険業法の再改定を求める、あるいは共済法を制定させる、それから行政に自主的な組織の側に立った政省令を作らせる、ということだと思いますが、これは三つともそう簡単ではありません。したがって運動が非常に大事だということになります、その際大切だと思われるのは、現実にはまさに自主団体であるために、みんな性格が違います。それぞれの性格が全部違うし、いわゆる彼らが保険といっているものの中身も違うというときに、現実的な対応の違いが出てくる。そのことを認め合って激励し合って、実際にはさっき先生方が言われたような、三つのことをやり遂げるためには、小手先ではなくて、大きな運動が必要だし、またそのためには非営利セクター自身が力をつけなければならない、ということだと思います。

それまでの間は、「保険ではない」との扱いをさせるというのは、ものすごく有力な今回の対応の一つなんです。それは山岳会の方とか、全商連の方にも可能性があるかもしれない。私たちにはあまりないかもしれませんが、対応の違いはある。そういうことを認め合いつつこれからも大いに皆さんと一緒に運動のほうは大同団結でいきたいと思っています。

住江 まさに山田さんがおっしゃったことに尽きると思います。適用除外、本当にわれわれが知らんような本当に切実な声で健気にやられているところ、そういうところも視野に入れた運動が必要です。そういうところだからこそ、また懇話会に結集していただいて、より広範なものができるように、もっともっと懇話会の存在すらも知っていただいていないわけですから、そういうところに宣伝していくことの大事さを痛感いたします。

それと先程安部さんから憲法21条違反と言われて、本当にその通りだと思うんですけど、もっと根元的に私は前からいつも言っているのは、12条、13条、14条、21条、29条と言っています。12条にしても入会権が認められるように、歴史的にそういう国民の権利になってきているわけですから。

13条でも幸福権の追求がある。14条でもまさに根拠法があるなしで振り分けられている。そんな法の下の不平等はあってはならん。21条も安部さんがおっしゃったとおりだし、29条はまさにそういう国民の財産を奪い去られる事態ですから財産権の保護ということでも問題である。

そういう意味で法律の専門家がもっと声を出していただきたい。ここはまさに喫緊のわれわれの運動の展開の仕方だろうと思っています。

司会 「9条の会」にもっと条項を足してもらって(笑)、一緒にやってもらいたいですね。それでは本間先生お願いします。

本間 ともかく今回の保険業法の改定そのものがあまりにも乱暴で無理がありすぎるということです。このままでいくなれば日本の金融保険行政そのものが成り立たないと思います。ですから本来の業者の無認可保険商法の問題としてきちんとやりなさい。問題を変えてはいけな。ということです。そうしなければ金融庁も駄目になってしまいます。強いては日本の社会そのものが危ない。成り立たないということです。ですから、立場を越えてとりくめる課題、問題です。

実際今回の問題を通じて、共済がわれわれが想像を越えたところで非常に広く、深く、日本の社会に根をおろしている、ということが浮き彫りになってきたわけです。これは本当に大事にしなければいけない。そういう意味で共済団体にはまさに大同団結が求められます。

それと前回2年前のこの研究所での座談会で、私は共済の根を切ってはいけなと発言をしていますが、共済というものが日本の社会に多様な根を持っているわけです。今後とも一層、根を広げて深くしていく必要があるわけで、共済の規制という形で根を切ってはいけな。そのことに皆さんは気づかれて、真剣にとりくまれているわけです。まだまだそこに気づいていない、あるいは自分たちの問題ではないと誤解をしている団体などがありますので、是非そういうところの認識も変えるような努力を続けていって欲しいと思うんです。研究者、学者の中でもまだまだ問題を理解していないのではないかと思います。日本社会の助け合

いの根を切る動きを見過ごし、信頼の根、自分たちが何者であるかという思想の根を切って、生き延びようとするのでは、生き延びることも出来ないでしょう。賀川豊彦の協同組合保険論(共済論)なども、今こそ、振り返って研究される必要があります。

押尾 今回の保険業法改正問題に対して、残念ながら大手の根拠法のある共済団体が共済事業について、団体利己主義的な、あるいは排他的な認識しか持ち合わせていなかったということは非常に残念です。かつては保険業法の中に組合保険として認められなかった自分たちが今度は立場を代えて、自分たちが同じような過ち、轍を踏み、教訓にできなかったということが非常に残念ですし、そういう点で現在の協同組合共済のあり方についても大きな課題が明らかになったと思います。

しかし、そうは言っても自主共済団体のこれらの運動のすすめ方としては、既存の根拠法を持つ共済団体とやはり連帯をし、共済事業を守る国民的な運動を盛り上げていくことが改めて必要です。

労働組合にしても、協同組合にしても、国民の

理解、支持を得られない運動は、やはり長続きしないのですから、国民の立場に立った運動論をいかに展開していくかが問われているだろうと思います。

すでに改正業法は施行されてしまいましたので、一定の猶予期間中に自主共済団体はなんらかの運動、対応を迫られています。

しかし、これまでの運動のすすめ方を決して撤回することなく、現在、熱心に討議されている結果を国民にいかに伝えるか。その努力が必要ですが、他の団体と連携しながら最後まで運動を諦めずに続けていってほしいと思っています。

司会 最後にまとめていただきましてありがとうございました。当研究所もいろんな共済事業をやるいろんな諸団体の運動と連結しながら、なんらかの形でこの問題についてとりくんでいきたいと思っていますので、今後ともよろしくご協力をお願いします。

本日はお忙しいところどうもありがとうございました。

(2006年4月24日開催)